

神津島への旅行を計画いただいている皆様へ(令和3年10月1日更新)

このたびは、神津島へのご来島をご計画いただき、誠にありがとうございます。

本村は、観光産業を振興する島ですが、コロナウイルス感染症の脅威で一変させられております。本日、4度目の「緊急事態宣言」が解除となり、今すぐにも多くのお客様をお迎えし、島の自然に触れ、リフレッシュしていただきたいという気持ちでいっぱいですが、「コロナウイルス感染症」は、未だに終息したわけではございません。

この解除により、多くの方が普段の生活に切り替えようとする中で、未だに感染力の強い「コロナウイルス」がまん延しつつあり、変わる事のない島の脆弱な医療体制では、到底、脅威であることには変わりありません。

神津島は「新しい受入様式」として、コロナ禍が終息または国より「安全宣言」が発せられるまでは、皆様には「来島条件(強化)」をお願いして、「来島自粛要請(緩和)」としております。

神津島では、ワクチン希望接種者の約 8 割の方が 2 回目の接種を終えておりますが、今回の「緊急事態宣言解除」を受けても、しばらくの間は、都内や全国の感染状況を注視して、島住民の生命の安全が脅かされないように、引き続き「来島自粛(緩和)」は継続させていただくこととなりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在も、宿を取らず来島される方、マスクを着用せずに滞在される方が見受けられ、住民は、感染の恐怖などで困惑しております。

現在も、神津島内でキャンプはできません。(当面継続)

全てのお客様が、ご来島前に必ず宿泊施設のご予約と確保が必要となります。(野宿は、村条例で禁止)当日予約または宿のないお客様は、日帰りにてお戻りいただいております。

皆様には、ご来島前に、下記事項の当面の間の措置及び考え方をご確認ください。

① 来島自粛の考え方について

項目	条件
来島自粛(強化)	国と東京都より「緊急事態宣言」発令による、 <u>休業要請等が発令された場合、不要不急の来島の自粛を要請する。</u>
来島自粛(緩和)	国と東京都の「緊急事態宣言」の <u>発令に関わらず、全国及び東京都の感染者数が、一日 100 名以上を推移している場合、または「安全宣言」が発令されるまでは、条件付きで来島を受け入れる。</u>
来島自粛(解除)	国と東京都より「安全宣言」が <u>発令された場合、全面的に解除し、条件なしの受入れとする。</u>

② 緊急事態宣言解除後について（令和3年10月1日から）

緊急事態宣言が解除されましたが、「来島自粛(緩和)」を継続し、「来島条件(一部緩和)」となります。

☆ 来島条件(一部緩和):来島自粛(緩和)継続

1	来島前に宿泊施設の予約が確定し、当日、宿泊できること。 (当日予約は、できません。予約なしの方は日帰りいただきます。)
2	島内飲食店では、利用制限を行っているお店もあるため、 <u>事前に予約する</u> など、必ずご確認ください。
3	渡航2週間前から旅行当日までに、発熱や倦怠感などの症状がないこと。
4	4名以内での来島要請。 <u>ただし、下記事項適用</u> ・ <u>同一居住で、ご家族など常に生活を共にしている方同士は、人数制限適用外です。</u> ・ <u>5名以上での計画をされる場合、一度、宿泊施設または、観光協会にお問い合わせください。</u>
5	留意事項を厳守のこと ・「手洗い・消毒の徹底」、「マスクの着用」、「3密を避ける」、「お互いの距離の確保2m以上」の感染防止対策を十分にとられていること。 <u>4名以内での飲食の要請</u> <u>4名以内での商店などへの入店要請</u> ・神津島では、キャンプ場は閉鎖中、村条例で、野宿は禁止となっておりますので、必ず宿を確保してください。 ・ <u>昼夜、釣りを理由に宿を取らないことは、野宿となります。</u> ・村条例、決まりごとを守れること。 ・島の医療体制を十分にご理解されていること。

※注)今後の感染状況等により条件を変更することがありますので、ご注意ください。

※期間:令和3年10月1日～当面の間

③ 再発令による「来島自粛(緩和)」来島条件強化について

再び、緊急事態宣言が発令された場合は、宿泊施設などの休業要請の対象に当たらないのですが、感染防止対策強化のため、来島の条件を強化しての受入を行います。

※ 来島条件強化(緊急事態宣言再発令の場合)

1	来島前に宿泊施設の予約が確定し、宿泊できること。(強化) (当日予約は、できません。予約なしの方は、日帰りいただきます。)
2	島内飲食店では、利用制限を行っているお店もあるため、 事前に予約 するなど、必ずご確認ください。(強化)
3	渡航2週間前から旅行当日までに、発熱や倦怠感などの症状がないこと。
4	5名以上のグループ・団体の来島自粛要請(強化)
5	留意事項を厳守のこと ・「手洗い・消毒の徹底」、「マスクの着用」、三密を避ける」、「お互いの距離の確保2m以上」の感染防止対策を十分に行われていること。 ・5名以上のグループでの飲食の禁止(強化) ・5名以上での公共施設や商店などへの入店禁止(強化) ・神津島のキャンプ場は、すべて閉鎖中、村条例で、野宿は禁止。必ず宿を確保。 <u>・昼夜、釣りを理由に宿を取らないことは、野宿となります。</u> ・村条例、決まりごとを守れること。 ・島の医療体制を十分にご理解されていること。 ・20時以降の不要不急の外出自粛 ・終日、野外での集団での飲酒禁止、騒音行為の禁止 ・栈橋でのパトロールを実施(不定期)

新しい生活様式で、島民の生活も一変しております。コロナウイルスが、普通の風邪と同じように扱われるようになるまでは、まだまだ時間がかかることと思います。

皆様には、ご不便をおかけしながらの受入れになりますが、感染防止対策を徹底しながら、「新様式のおもてなし」でお迎えしたいと思っておりますので、何卒、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。